

奈良県告示第二号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第五条第一項の規定により地方公共団体情報システム機構が昭和四十五年五月一日に設立された財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を承継したので、同条第三項に規定する届出があつたものとみなして適用される住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十四第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の指定情報処理機関

地方公共団体情報システム機構

二 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町二五番地

三 変更年月日

平成二十六年四月一日